

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載

【部門区分】第1部門第2区分

【発行日】平成27年7月23日(2015.7.23)

【公開番号】特開2014-68908(P2014-68908A)

【公開日】平成26年4月21日(2014.4.21)

【年通号数】公開・登録公報2014-020

【出願番号】特願2012-218629(P2012-218629)

【国際特許分類】

A 6 1 G	5/00	(2006.01)
A 6 1 G	12/00	(2006.01)
A 6 1 J	1/16	(2006.01)
A 6 1 G	7/05	(2006.01)
F 1 6 B	45/02	(2006.01)

【F I】

A 6 1 G	5/00	5 0 3
A 6 1 G	5/00	5 1 0
A 6 1 G	12/00	C
A 6 1 J	1/00	3 9 0 L
A 6 1 G	7/06	
F 1 6 B	45/02	B

【手続補正書】

【提出日】平成27年5月29日(2015.5.29)

【手続補正1】

【補正対象書類名】特許請求の範囲

【補正対象項目名】全文

【補正方法】変更

【補正の内容】

【特許請求の範囲】

【請求項1】

ベッド、ストレッチャ又は車椅子に着脱自在に取り付け可能な第1取付部材と、点滴台の支柱に係合可能な第2取付部材と、

前記第1取付部材と前記第2取付部材とを連結する連結部材と、を有し、

前記第2取付部材は、

前記支柱の出入を可能にする開口部を備えて前記支柱に係合する枠状の本体部と、

前記開口部の一端部側にて前記本体部に回転可能に設けられ、その先端が前記開口部の他端部側にて前記本体部の内面に係止される開閉部材と、

を有することを特徴とする連結治具。

【請求項2】

前記開閉部材はU字形をなし、その湾曲部が前記開口部の他端部側にて前記本体部に係止される開閉部材の先端を構成し、その両端部が互いに向き合うように垂直に曲げられて、この屈曲両端部が前記本体部の内面に回転可能に支持されており、

この両端部の前記本体部内面に支持される位置が、前記開口部の一端部側から他端部側に向かう方向について異なる位置に設けられていることを特徴とする請求項1に記載の連結治具。

【請求項3】

前記連結部材は、柔軟性を有することを特徴とする請求項1又は2に記載の連結治具。

【請求項4】

前記連結部材は、

前記第1取付部材に連結され、剛体である第1部材と、

前記第2取付部材に連結され、剛体である第2部材と、

前記第1部材及び前記第2部材を、相対的に回転可能に連結する関節部と、

を有することを特徴とする請求項1又は2に記載の連結治具。

【請求項5】

前記第1取付部材は、

頭部及びネジ部を有するボルトと、

前記ネジ部に嵌合される筒状の弾力性を有する膨出部材と、

前記ボルトに螺合し、前記頭部との間で前記膨出部材を長手方向に押し込んで、前記膨出部材の外径を増減するナットと、

を有し、

ベッド、ストレッチャ又は車椅子に設けられたパイプ内に前記膨出部材が挿入されて、前記頭部と前記ナットとの間の間隔を調整することにより、前記膨出部材を膨出させて、前記パイプに前記膨出部材を摩擦係合させることを特徴とする請求項1乃至4のいずれか1項に記載の連結治具。

【請求項6】

前記第1取付部材は、

外径が同一で長手方向の相互に当接する端面が同一方向に傾斜した第1円筒部材及び第2円筒部材と、

頭部及びネジ部を有し前記ネジ部が前記第1円筒部材及び第2円筒部材内に挿通されたボルトと、

前記ネジ部に螺合し、前記頭部との間で、前記第1円筒部材及び第2円筒部材を締め付けるナットと、

を有し、

ベッド、ストレッチャ又は車椅子に設けられたパイプ内に前記第1円筒部材及び前記第2円筒部材が挿入されて、前記頭部と前記ナットとの間の間隔を調整することにより、前記第1円筒部材の軸と前記第2円筒部材の軸とを相互に偏芯させて、その外面を前記パイプに摩擦係合させることを特徴とする請求項1乃至4のいずれか1項に記載の連結治具。

【請求項7】

患者が利用するベッド、ストレッチャ又は車椅子に着脱自在に取り付けられる第1取付部材と、

点滴台の支柱に係合し、前記支柱に沿って移動可能である第2取付部材と、

前記第1取付部材と前記第2取付部材とを連結する連結部材と、

を有し、

前記第1取付部材及び/又は前記第2取付部材は、

第1把持部及び第1係合部からなる第1部材と、

第2把持部及び第2係合部からなり、前記第2把持部が前記連結部材に固定された第2部材と、

前記第1部材と前記第2部材とを、前記第1及び第2把持部と前記第1及び第2係合部との境界で相互に回転可能に連結する回転軸と、

前記第1係合部と前記第2係合部とが接近する方向に付勢する弾性部材と、

を有し、

前記第1把持部と前記第2把持部とを握持することにより前記回転軸を中心として前記第1係合部及び前記第2係合部を回転させてその先端を開き、前記握持を解除することにより前記回転軸を中心として前記第1係合部及び第2係合部を回転させてその先端を閉じることにより、前記第1取付部材の前記ベッド若しくはストレッチャの柵又は前記車椅子のパイプへの係合及び/又は前記第2取付部材の前記点滴台の支柱への係合を可能とすることを特徴とする連結治具。

【請求項8】

患者が利用するベッド、ストレッチャ又は車椅子に着脱自在に取り付けられる第1取付部材と、

点滴台の支柱に係合し、前記支柱に沿って移動可能である第2取付部材と、

前記第1取付部材と前記第2取付部材とを連結する連結部材と、

を有し、

前記第1取付部材及び／又は前記第2取付部材は、断面U字のU型部材であると共に磁石であり、その磁力により、前記U型部材が、前記ベッド若しくはストレッチャの柵又は前記車椅子のパイプに吸着されるか又は前記点滴台の支柱に吸着されることを特徴とする連結治具。

【請求項9】

前記連結部材は、ロープ、チェーン、ゴムチューブ、ワイヤ、又は蛇腹状のパイプであることを特徴とする請求項1、2、3、5、6、7又は8のいずれか1項に記載の連結治具。

【手続補正2】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0011

【補正方法】変更

【補正の内容】

【0011】

本発明に係る連結治具は、ベッド、ストレッチャ又は車椅子に着脱自在に取り付け可能な第1取付部材と、点滴台の支柱に係合可能な第2取付部材と、前記第1取付部材と前記第2取付部材とを連結する連結部材と、を有し、前記第2取付部材は、前記支柱の出入を可能にする開口部を備えて前記支柱に係合する枠状の本体部と、前記開口部の一端部側にて前記本体部に回転可能に設けられ、その先端が前記開口部の他端部側にて前記本体部の内面に係止される開閉部材と、を有することを特徴とする。